

リカードの貨幣制度改革プラン ——地金支払と国立銀行の設立——(4・結)

竹 永 進

I はじめに

II 『地金の高価』第四版「付録」末尾での貨幣制度改革プランの最初の提起

1. 1810年代初頭の通貨流通(鑄貨と紙幣)、ガルトンの「表」への評注
2. 銀行券減価をめぐるせめぎ合い
(「二重価格」と銀行券の法貨化——キングとスタナップ——)
3. 『高価』第四版「付録」末尾でのプランの最初の提起とその結果

[以上本誌第106号]

III 兌換再開案の否決から『諸提案』執筆まで

1. スタナップ法成立後のリカードの行動。紙券減価の阻止とその段階的解消
2. イングランド銀行批判と代替機関設立の構想
3. グレンフェルからの依頼とリカードの草稿執筆
4. マルサスの異論とリカードの応答——貨幣の標準である金の価値変化——

IV 『諸提案』におけるリカードの貨幣制度改革プラン

1. パンフレットの構成と「通貨の法則の一般的原理」
2. 地金支払いプラン、『高価』第四版「付録」との関係、『原理』第二版への統合
3. イングランド銀行の利益独占、その廃止と貨幣発行権の国家への移転

[以上本誌第107号]

V 戦争終結と兌換再開の接近(『原理』とリカードのプラン、議会証言)

1. 『原理』初版と第二版における「もっとも完全な状態」にある通貨
2. 兌換再開準備のための秘密委員会での証言と地金支払いプラン

VI 兌換再開の決定(ピール法案の採決)とその後の経過

1. 「偏見と誤謬に対する科学と真理の凱旋」
2. 通貨状態の変化と農業苦境、リカードの「責任」の追求

[以上本誌第108号]

3. リカードの弁明と分析(『農業保護論』第五節と1822年6月の議会演説)

VII 草稿「プラン、その他」における国立銀行設立構想と地金支払いのその後

1. イングランド銀行の「特許状の更新」
2. 「国立銀行設立プラン」と「経済的で安定的な通貨」

VIII おわりに

引用参考文献

3. リカードの弁明と分析（『農業保護論』第五節と1822年6月の議会演説）

前項では、1820年2月年にピール法が施行されてから以後の2-3年のあいだのイギリスの通貨流通の大きな変化、およびこれと同時に生じた物価の大きな下落が引き起こした農業部門の苦境が、ピール法の発案者としてのリカードの責任に帰せられ、彼が攻撃の矢面に立たせられた次第を見た。もちろん彼はこうした事態の推移がすべて自分の責任とされることを拒否し、機会あるたびに主として議会の場において反論をこころみた。こうした彼のいわば「守り」の活動は、21年の議会会期始めのころから23年の会期末すなわち事実上彼の議員活動の最後まで2年間以上にわたって繰り返された。この間彼はほとんどいつも同様の攻撃に対してそのつど断片的な反撃をおこなった。また21年5月以降は通貨制度についての法制度的枠組みは実質的な変化はなく、状況もこのおなじ枠組みのなかでほぼ同方向への漸進的な推移を示したために、争われている論点にも大きな変化はなかった。このためリカードへの攻撃も彼の反撃も同じような論点の繰り返しとなりがちであった。しかしこのようなはっきりとした決着もなく全体としては不毛といえる長期戦のなかで、彼は自分自身の立場についての弁明とピール法の成立後の事態の推移についての一定のまとまった理論的分析をおこなっている。本項では、ピール法の成立から以後のリカードの4年間の活動うちの「後期」に属する『農業保護論』（22年4月18日刊）と二回の議会演説（22年6月12日と23年6月11日）の一部を取り上げて、彼が状況をどのように認識していたかを確認してみたい。

22年2月に議会会期が始まるとまもなく前年につづいて農業委員会が設置され、農業苦境に対処するための施策を審議して報告書を提出することになった。前年に引き続いてリカードも委員に任命された。いつものように証人尋問がなされたあとで報告書が作成されたが、最終的な提出に先立って3月25日に委員長のロンドンデリー卿が委員の前でその朗読をおこなった（同日付けのリカードのトラワ宛の手紙、IX/180）。「委員会の地主たちが多くの保護主義的勧告を付け加えることに成功した」その内容は、前年の報告書（期限切れのため実際には提出されなかった）にくらべて「はるかに決定的に保護主義的であった。」（スラッフアによる「解題」、IV/204）委員会内での少数派であったリカードはすぐにこの「報告書」を攻撃するパンフレットの執筆を開始した。そして、このパンフレットは、4月1日に「報告書」が実際に議会に提出されてから復活祭の休会明けの月末

にそれについての審議が始まる前の、同 18 日に刊行された。これが『農業保護論』であるが、それは農業委員会から提出された公式の「報告書」に対立する議会内少数反対派の「対案」でもあった (cf. IV/203)。このようにして執筆された『農業保護論』は、穀物法に反対していたリカードの従来の立場から現下の農業苦境について分析を加え農業保護のための施策を提案することを趣旨としているが、その第五節「旧来の標準を復活するためのピール氏の法案が穀物価格におよぼした影響について」は、ピール法の施行後 2 年あまりのあいだに生じた穀物価格の低下がどこまでこの法律の影響によるものであるかを明らかにして、同法律そしてリカード本人に対する攻撃の不当さを示そうとするものである。このために、リカードはこの節で 1819 年にピール法が成立してからあとのイギリスの通貨流通の変化の全体的な状況について、場合によってはそれ以前の時期にまでさかのぼりつつ、彼の基本的な認識を開示している。彼がこの節で通貨の現状について述べていることは、その前後の議会でのたび重なる発言の総括であるとともにその元にもなっていたと思われる。

リカードが 21 年の議会会期のはじめから約 2 年半にわたって反論を繰り返すことを強いられたピール法ないし彼自身に対する攻撃とは次のようなものであった。「現在、貨幣価値は無理に高められたと言われる——ある人によれば 25%、他の人によれば 50% ないし 60% とさえ言われるが、彼らは法案が通過した時期すなわち 1819 年ではなく、通貨の減価がもっとも大きかった時期との対比でこう言っているのである。しかも彼らは通貨価値の上昇のすべてをピール氏の法案のせいにしてている。」(IV/223)1797 年に兌換が停止されてから起きた通貨の減価の程度がもっとも大きくなった 1813 年から 14 年には、地金価格は 5 ポンド 10 シリングにまで上昇した。つまり通貨の減価は「旧来の標準」に比べて約 41% まで進んだ。仮にこれを基準としても、上のようなピール法に対する攻撃は誇張を含んでいると言わなければならないが、しかし基準とされるべきはピール法が制定された当時の通貨の減価の状態である。その当時、地金価格はおよそ 4 ポンド 2 シリングであり通貨の減価は約 5% であった。「旧来の標準に復帰することを選んだ」(ibid.)ピール法が予定していたのは、この 5% の貨幣価値の上昇それゆえ物価の一般的な下落であった。ピール法制定の前提条件と目標をこのように示した上で、リカードは彼自身が提案していた地金支払いプランがこのピール法に採用されたことに想起をうながす。このプランは

「BoE が当時所有していたよりも大きな量の金の使用をまったく不必要にしていたであろう」し、「もしこのプランが採用されていたなら、ひとかけらの金も流通には使用されなかったであろう。」(IV/224) したがってピール法がその条項にしたがって施行されていたならば、貨幣価値の上昇は5%を超えることはなかったはずである。これが、リカードが2年半にわたる論争において一貫して固持した原則的な立場である（このことは同時に、21年5月に地金価格が旧平価の3ポンド17シリング10½ペンスにまで低下してからあと、当該期間をつうじてほぼ安定していた、つまり、地金価格によって測定される貨幣の価値に変化はなかった、ということを含意する。）。

だが現実にはピール法の成立から2年後には、物価は地金価格の低下幅の5%をはるかに超えて下落していた。その時々地金の市場価格は、誰にも争うことのできない容易に確認可能な経験的データとして与えられていたはずであるから、この大幅な物価の下落を貨幣の価値の上昇のせいにするためには、ピール法によって引き起こされた地金価格の下落がそのように大幅であったと主張するしかない。そこでピール法とリカードの反対者たちから持ち出されたのが、ピール法の成立から数年もさかのぼった時期の5ポンドを超える地金価格を基準とする上記のような比較であったが、明らかにこのようなやり方は不当である（その上に誇張を含んでいた）。このような見え透いたデマゴギーともいえる批判者たちの主張を論駁するのは難しいことではなかったが、しかし論駁とは別に、5%を現に超えていた物価の下落をどう説明するかということは、別途解決を要する問題としてのこる。1819年5月からの2年間に現に生じた地金価格の下落はたしかに5%であった。したがって、地金の市場価格の逆数として測定される通貨の価値の上昇幅も5%のはずである。もし物価が同時期にこれ以上の幅で下落していたとすれば、その原因は地金に対する購買力という意味での通貨の価値の変動（上昇）以外のところに求めなければならない。

上に見たようにリカードのプランを取り入れたピール法のなかには「金の価値の上昇を引き起こしうるようなものは何もなかった。」(IV/224) ピール法は暫定的な方策としての地金支払いの実施ののち、その制定の4年後から現金兌換を再開することを定めていた。したがってその時まではBoEは兌換の準備としての鑄貨を金庫のなかに蓄えておく必要はないはずであった。だが、「気の小さい機関(timid body)」(21年2月8日の議会演説、V/76)であったBoEは「ただちに正貨支払いのための準備をはじめ」(IV/225. Cf.

V/312)、「警戒して (taken alarm) 必要以上に大量の金を買込んだ」(V/76)。ピール法の施行プログラムからすればまったく不必要であったこのような BoE の予期せぬ行動（しかも同法成立の「その瞬間から」始められた）により、貨幣の標準である金自体の価値が上昇した。こうした金価値の上昇が発生すると、同規模の商品取引を媒介するのに必要な通貨の数量が縮小する。この場合、もし通貨の発行量に変化が起きていなくても通貨は相対的に過剰となり地金価格は金の価値の上昇を反映して上昇するが、しかし価値の変化していない商品の価格は変化しない。こうして引き起こされる通貨の相対的減価が解消されて、地金価格が鑄造価格に一致するまで発行量が減少すると、商品価格もそれだけ低下する。地金価格は元にもどっているが商品価格だけは低下している。つまりここでは、地金に対する購買力という意味での「通貨の価値」は変化しなくても、商品の価格が低落するのである。これに対して通貨の価値の上昇（その減価の解消）は、地金と他の一般商品の価格との同時・同程度の下落を意味する。この区別されるべき二つの過程が同時並行的に進行したことを示せば、5% という通貨の価値の上昇を超過する物価の下落を説明することができる。

それでは BoE は具体的にどのような手段と方法によって、「大量の金を買込んだ」で 5% を超える物価下落をもたらしたのであろうか。この肝要な点についてのリカードの説明は省略的であり、BoE がピール法の成立後にただちに起こした行動とその結果のひとつひとつを順を追って示していないように思われる。リカードの言う金の価値の上昇がどのようにして起きたのか、またそれはどういう意味であったのかを理解するためには、彼の与えている断片的な説明から過程の全体を再構成して見る必要があるであろう。また通貨の価値の変動は、経験的に容易に知ることのできる地金の国内市場価格の異時点間比較によって、具体的な数値（この場合 5%）を確認することができるが、これに対して、リカードの理論においては必然的に国際的な連関を含む金の価値の決定とその変動の幅を確定するのは容易なことではない。リカードがどのような手続きと根拠によってこの点についての解答を導き出しているかについても、あわせて検討してみたい。

『農業保護論』第五節では金の価値の上昇はつぎのように説明されている。「BoE は、為替がこの国にとってきわめて有利となるようにその発行を調整したので、金は不断の流れとなってこの国に流入し、そして同行は流れ込んで来るものをことごとく、1 オンスあ

たり3ポンド17シリング10½ペンスで熱心に買い入れた。金に対するこのような需要は、あらゆる商品の価値と比較して金の価値をつり上げずにはおこななかった。そこで、われわれはわが国の通貨の価値を、これらの操作が始められる前の紙券と金のあいだの価値差額としての5%だけつり上げなければならなかつただけでなく、さらにわれわれは、BoEがおこなった無分別な金の買い入れによって上昇した金自体の新価値にまで、それをつり上げなければならなかつた。」(IV/225) ここには、BoEによる銀行券発行量の削減からその最終結果としての金自体の価値の引き上げにいたるまでの過程がざっと描かれているが、途中の段階には不明な点や飛躍がいくつか含まれているように思われる。以下、リカードの議会演説のなかに出てくる同様の説明を参照しつつ、また論理的な欠落と思われる部分は本稿でこれまで参照してきた彼の貨幣論関係の著作を念頭において、この過程の再構成をこころみてみたい。

出発点はBoEによる銀行券発行高の引き下げであるが、これはもちろん、ピール法の成立により遠からず兌換再開義務がふたたび同行に課せられることになるのに備えて、銀行制限期に拡大していた同行の債務である銀行券量を兌換義務に耐えられるように減らしておこうとしたからである。地金価格が鑄造価格と一致するまでこの削減がすすめば、銀行券保有者は兌換によって得られる利益をうしなうので兌換の請求はおのずとゼロにちかくなるはずである。つまりこの点に達すれば大量の金準備もそれ以上の発行量の削減も必要なくなる。リカードにとってこれは自明の理であったが、しかし、BoEは「真の流通原理にしがみつ়くことはほとんどなく」(21年2月8日の演説、V/76)、さらに発行量の削減をおし進めた。その結果、地金価格は鑄造価格を下まわり商品の価格も同じだけ低下する。通貨の価値の上昇とともに為替は金現送点を超えて上昇する。こうして商品輸出が拡大して、「前例のない貴金属の流入を引き起こした。」(23年6月11日の演説、V/312)しかしこのときには同時に、「通貨は非常に低い水準にあらうし、商品の価格はさがり、大苦境 (great distress) が経験されるであらう。——この種のことが実際に起こった。」(22年6月12日の演説、V/199-200)

この大量の貴金属はイギリスの輸出商人が安価な商品の輸出代金として国外から取得したものであり、もともとは外国鑄貨であったとしてもイギリス国内では地金に還元されるかあるいは同一重量・品位の地金として扱われる。このときなお地金価格が鑄造価格を下

まわっているとすれば、こうして得られた地金は市場で販売するより造幣局で鑄貨に変えるほうが利益となる。しかし鑄造のためにはいくらかの鑄造手数料の支払いが必要であり、造幣局への地金の引き渡し価格はこの手数料だけ鑄造価格を下まわったであろう。だがもし上の引用文に述べられているように BoE がこの地金を鑄造価格で買い入れようとしたとすれば、売り手にとっては BoE へのその販売が輸出代金として獲得した地金のもっとも有利な処分方法ということになる。こうして理論的には、国外から「流れ込んで来るものはことごとく」(IV/225)BoE に買い取られたと考えてよいであろう。だがこの金の買い取りは同時に BoE からの新たな銀行券の発行でもあり、この過程を通じていったん縮小していた通貨量は再度膨張した。そして、リカードは BoE による金の大量の買い取りが金に対する需要となりこれが金価値の上昇の原因となったと言う。

だがこのような BoE の金の買い入れ行為は、金の価値を「あらゆる商品の価値と比較して」つり上げるような金に対する需要によるものと言えるであろうか。リカードは他の箇所でも BoE が「その方策によって金に対する需要を引き起こした」(V/312)、と繰り返している。上に見たように、BoE は国内に流入してきた金を鑄造価格でことごとく買い取ろうとしただけであって、それ以上に高い価格をはらってでもさらに大量の金を取得しようとしたわけではなかった。また売り手の貿易商人たちも、BoE への鑄造価格での地金の販売をもっとも有利な地金処分の方法として受け入れたのではないだろうか。しかも BoE は彼らが持ち込む地金を無制限に有利な価格で買ってくれるので、値上げをしたり売り惜しみをしたりする理由はなかったと思われる。これは双方にとっていわば「右から左へ」の非常に楽なスムーズな取引だったであろう。

金の価値を引き上げる結果をまねいた「金に対する需要」は、たしかに、BoE の通貨の過度の縮小から始まる行動によって引き起こされたと考えられるが、それは、リカードが上の引用文で言うように、BoE が国内に流入してきた金を大量に買い集めたことに起因するのではないであろう。この「需要」は次のように理解すべきだと思われる。

過程の出発点はイギリス国内で流通する銀行券の量的変化であった。ヒュームから強く影響を受けたと思われるリカードの貨幣金の国際配分の理論（『高価』）によれば、金は世界交易に参加する諸国のあいだに、それぞれの国の内部での商品取引の規模が世界の総取引量に占める割合（比重）に応じて配分される。このとき金はすべての国において等しい

価値をもつ、つまり、どの国においても一定量の金と交換される商品の量が等しくなる。しかし、この金の国際配分割合が攪乱されると諸国間での金の価値の均等性も攪乱されて、国によって金価値に差異が生じる。この差異を解消すべく金が国際間を移動し、各種の商品がその反対方向に移動する。そして、やがて上のような国際配分が回復され、貨幣として機能する金の価値は世界中で均等化される。また、商品としての金の価値は他のどの商品とも同じようにその生産の困難、つまり、金鉱山からの採掘のコスト（それに要する労働量）によって決定される。もし世界中で貨幣として流通する金の量が世界の総商品流通量によって規定される必要量と合致していれば、貨幣としての金の価値は商品としての金の価値と一致する。しかし、世界全体の交易量もその中で各国が占める割合もたえず変化するので、世界中で貨幣として機能すべき金の総量もそのうちの各国に割り当たる部分も同じように絶えず変化しなければならない。しかし金の生産は、稀少資源としての金鉱脈という自然条件による強い制約の下にあり、他の一般の工業製品のように経済状態の必要に応じて供給量を迅速に調整することが困難である。それゆえ、金の供給は需要と一致せず多くの場合供給過剰ないし過少の状態にあると考えられる。そうすると、金の他の商品に対するそのときどきの相対価格（市場価格）はたえずその価値から上方ないし下方に乖離していることになる。上に見たような金の世界各国への配分のバランスがとれていたとしても、こうした乖離は解消しない。

そこでリカードは迅速かつ量的制約のない貨幣供給量調節の手段としての銀行券を導入する。銀行券はもともとリカードにおいては、貴金属では不可能な貨幣量の調整をとおして貨幣価値の安定化を実現する手段と理解されていた。ただし銀行券は金とはことなっていて流通領域が一国内に限られている。流通領域が制限されているとはいえ、銀行券は仮想的な金として機能し、世界全体で流通する貨幣の一部をなすと捉えられる。今仮に、世界全体の商品取引の半分がイギリスによっておこなわれるとすれば、世界中の貨幣の半分がイギリスの国内流通に割り当てられるときイギリスの貿易関係はバランスする。そして、イギリス国内では（金の代表としての）銀行券だけが流通しているとすると、このときの銀行券の数量（実はそれによって代表される金の量）もこのようにして決まる。このとき為替は平価となるはずである。今発券銀行である BoE がこの貨幣量を仮に半減させたとすると、それはイギリス国内での貨幣の量が半分になり、全世界で流通する貨幣の量が $\frac{3}{4}$

に減ったということを意味するであろう。また、このときイギリス国内で流通する貨幣の世界貨幣総量に占める割合は $\frac{1}{3}$ ($= (\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}) \div (\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{2})$) になっているであろう。イギリス国内では商品の価格は $\frac{1}{2}$ に低下するが、他の諸国ではさしあたり商品価格に変化はない。このため輸出が急増し他の諸国からイギリスに貨幣(地金)が大量に流入するであろう。この過程はイギリス国内の貨幣量が以前の $\frac{3}{4}$ つまり以前の世界全体の貨幣量の $\frac{3}{8}$ (新たな世界貨幣量の $\frac{1}{2}$) に増加するまでつづき、そこで以前と同様に世界貨幣配分のバランスが回復されてこの運動(イギリスからの商品の輸出とイギリスへの金の流入)は停止するであろう。このように確かにイギリスには金が流入するといっても、BoEが $\frac{1}{2}$ にまで縮小させた貨幣量は以前の水準にまでは回復しない。変化の前後をつうじてイギリスで流通している貨幣の量は世界総量の半分であることには変わりはないが、世界の総貨幣量が $\frac{3}{4}$ に減少したままであるため、イギリス国内で現在流通している貨幣の量は以前の世界総量の $\frac{3}{8}$ ($= \frac{3}{4} \times \frac{1}{2}$) となり、これは以前の世界総量の $\frac{1}{2}$ にくらべて $\frac{1}{8}$ の減少である。通貨量は世界全体でもイギリス国内でも均等に $\frac{3}{4}$ に縮小している。この縮小にもかかわらず世界の取引総量に変化がなければ貨幣としての金の価値はこの縮小割合の逆数である $\frac{4}{3}$ に上昇している、つまり 30% あまり上昇しているであろう⁽¹⁾。これがリカードの言う BoE の誤った行動によって引き起こされた金価値の上昇である。

以上は計算を簡単にするための極端な数値を例としたが、(イギリスの世界経済に占める地位と BoE による銀行券収縮の割合をあらわす) この数値がことなっても、同じ結果が妥当するはずである。つまり、1821 年から後の経過のなかで、通貨の収縮によっていかにイギリスに大量の金が流入して、これがイングランド銀行券と引き替えられて国内通貨量がふたたび拡大したとしても、リカードの理論にしたがえば、国内通貨量は元のレベルをやや下まわったままとなる。イギリスへの金の流入が意味するのは、最初にイギリス

(1) イギリスに流入した地金の全量が鑄貨または銀行券となって流通するとしても、流通する通貨の総量はこの全量以上には増加しない。先に見たように、地金は「ことごとく」BoE に鑄造価格で買い取られてその総価値が地金と等価の銀行券に変わる。また、BoE が買い取った地金を鑄造して流通に投入するのは、等額面の銀行券との引き替え(兌換)によるほかはなく、この操作(21年5月からの短期間におこなわれた小額銀行券の回収と金鑄貨の流通への投入)によっては流通内の通貨の数量は変化しない。また、現金支払いに備えて現行券の発行量を縮小させようとしている BoE が、地金の買い取りや先行的な兌換のために必要とされる以上に銀行券を発行することは考えられない。

国内で生じた「貨幣金の供給不足」が世界中に拡散されて世界中の貨幣金の供給不足（つまり超過需要）となり、この不足総量の中からイギリスへの新たな再配分がおこなわれた、ということである。リカードが金に対する需要が大きくなったことにより金価値が上昇したと言っているのは、こうした事態を指すものと理解すべきではないだろうか（以上は、『高価』の最初の部分 (III/52-64) でリカードが世界市場における貨幣の数量と価値について述べていることの筆者なりの理解にもとづく。)。もちろんこうした過程によって生じる供給不足（需要過剰）は相対的なものであり、この過程に先立って需要と供給のバランスが取れていたということを仮定する理由はない。むしろ、金の需給調整に特有の困難を考えれば、最初から供給過剰ないし需要過剰であったところに、上のような過程がさらに加わったと考えるほうが妥当であろう。BoE が国内に流入してきた金を買集めることによって金の価値を高めたのではないのである。もちろん以上のように解釈するにしても、金価値の上昇という最終結果の元が BoE の行動にあるという点は同じであるが。

以上のように、金価値の上昇は、イギリス国内で流通する通貨の収縮と膨張という二つの継起的な過程をとおして最終的に生じたのであるが、リカードはこの二重の経過の説明をほとんど省略しているように思われる。彼はただ次のように述べているだけである：「この [大量に輸入された] 地金は終局的には貨幣に鑄造されるであろうし、前もって回収された紙幣に取って代わるであろう。しかしそれが鑄造される以前に、こういう操作すべてが進行しているあいだは、通貨は非常に低い水準にあらう。」(V/199-200) 彼は「こういう操作すべて」がどのように進行したのか実質的な説明をしていない。それが、金需要についてのミスリーディングな説明につながったのではないだろうか。

リカードは BoE が国内で金を買集めたことが金の価値を高めたかのように言いながら、他方では同時に BoE が「世界の一般市場での金価値」(V/312) を引き上げたと言い、金価値の高騰が世界経済的な現象であることも指摘する。「金の価値におけるこの騰貴がこの国だけに限られたものではないことを、つねに思い出さなければなりません。それは [BoE が金を買集めることをしていない] すべての国に共通なのです。」（「ピール法案の影響にかんする一新聞あて手紙の下書き」、V/520）これは、イギリスの通貨が収縮することによって世界の貨幣量が減少し、その結果イギリスへ金が流入したというかたちで貨幣の国際的再配分が生じたことによる現象であって、流入した金を BoE が買い込んだ

から起きた現象ではない。リカードは BoE の不適切な行動によって引き起こされた金価値の上昇幅を、ピール法成立後の通貨の価値の上昇幅と同じく 5% であると主張しつづけたが、この主張はどのように根拠づけられるのだろうか。

金価値の上昇幅をどのように計算するかについて彼は次のように言う。「この金への需要が世界の一般市場での金価値の上にどのような効果をもたらしたかを評価するためには、実際に買い入れられた量を、世界の種々の通貨に使用されている全量と比較すべきだ、と彼 [リカード] は主張した。」(V/312) ここで「実際に買い入れられた量」と言われているのは、通貨の収縮によってイギリスに流入した金の量を意味する。金と商品との交換を対称的な関係としてとらえるリカードにとって売りと買いの区別はなく、商品を輸出する（売る）ことは同時に貨幣を輸入することつまり「貨幣を買う」ことなのである。このようにして買われる貨幣の量は、イギリスの世界経済に占める地位と BoE による銀行券収縮の割合によって決定される。それに加えて、「世界の種々の通貨に使用されている [金の] 全量」が与えられれば、金価値がどれだけ騰貴したかを具体的に算出できるであろう。これは先に極端な数値例をもちいて簡単に示した計算方法とおなじことである。しかしこのような数値データを入手することは実際には不可能であったため、リカードはただ上のように計算の考え方を示すだけで具体的に数値を算出することはしていない。彼はみずから実証データを示して計算する代わりに、「[1821 年の] 農業委員会によって審問された人びとのうちもっとも聡明な証人の一人であるトゥック氏は、BoE の小額銀行券を鑄貨で代用するために彼らが起こした金に対する熱心な需要は、通貨の価値を約 5% 上昇させたという結論に到達した。この結論において、私はトゥック氏とまったく一致するのである」(IV/228)、と述べてトゥックの計算結果をそのまま採用している。こうしてリカード自身も次のような結論に到達する。「1819 年のピール氏法案の通過以来、わが国の通貨の価値の全上昇は約 10% と見積られるであろう。」(ibid.) 彼はこの結論を最後まで維持するが、しかし金の価値の上昇と通貨の価値の上昇とは性質のことなる現象である。後者の大きさは容易に観察可能であるのに対して、前者は多数の数値データと複雑な計算によってはじめて得られるものであり、広く認められる結果を得るのは容易ではないであろう。

実際、「ピール氏の法案が通貨の価値を 10% だけ引き上げたと認める用意があった」リ

カードに対して、「エセックス選出議員 [ウエスタン] はそれを 30% と推定した」(V/312) というように、通貨と金の価値の上昇幅は容易に争いの対象となりえた。そしてリカードに対する攻撃もこの点に集中した。たしかに穀物価格は 1819 年 5 月からの 3 年間に 10% をはるかに超えておよそ 30% 下落していた (Tooke (1838), p.390、邦訳 366 ページ。本稿(3)の注(12)を参照)。リカードはこの下落幅の差を貨幣の価値の上昇ではなく農業部門特有の実物的要因によって説明しようとする。「エセックス選出議員は通貨の価値が 30% 変化したと述べたが、しかし彼の主たる証明は変化した穀物価格にもとづくものであった。この変化の大部分の真の原因は、通貨の変化ではなく、供給の過剰であった。戦争中は農業への刺激が大きかったので、いまわれわれは、二回ないし三回の豊作の影響と時を同じくして作用している反動をこうむっていた。農業関係者が貨幣価値の変化によって破滅させられているのに、その貨幣価値の変化が、この国の製造業関係者と商業関係者に同じような影響を与えないということがありうるだろうか？もし穀物が貨幣価値の変化から 30% 下落するとすれば、他のすべての商品はほぼ同じ比率で下落せざるをえないのではなかったか？しかしそれらは実際にそのように下落しただろうか？製造業関係者はそんなに困窮していただろうか？まったく逆である。あらゆるものが繁栄していたのであって、例外は農業だけであった。」(V/314-5)

ウエスタンをはじめとして、リカードを攻撃する「土地生産者層 (landed interest) の多くの人びと」は「農業におけるあらゆる困窮」が「通貨価値の変動」という「ただ一つの原因のみに帰せられるべきである」(IV/228-9) と主張する。トゥックの実証データ (上掲) が示すように、たしかにピール法が成立してからの 3-4 年のあいだ小麦価格は低下の一途をたどっていたので、それによって困窮状態に陥っていた農業関係者たちの目には、ピール法とその発案者であるリカードこそ彼らの窮状の元凶と映ったとしてもおかしくはないであろう。『農業保護論』においても彼の議会演説のなかでも、農産物の「利益になる価格 (remunerative or remunerating price)」という言葉が何度も使用されているが、これはもちろん、小麦をはじめとする農産物の価格が低落して「利益にならない (non-remunerative)」ものになっていた当時の状況のなかで、農業関係者たちが価格の回復を求めてこの言葉を使っていたからであろう。リカードは、現実の農業の苦境の原因が通貨価値の変化以外のところにあること、また、通貨価値の変化がもたらす物価の変動がその

他の原因による物価の変動とは性格がことなることを示すことによって、攻撃に 대응しようとする。

ナポレオン戦争が続いていた時期の国外からの穀物の輸入（食糧調達）の困難に対処するため、イギリス国内では耕作地の拡大など農業生産の向上がはかられていたが、戦争が終わるとそのような障害がなくなり輸入が増加した。また、同じくトゥックの実証研究が示しているように、ちょうどピール法の制定と施行の時期とかさなる1819年からの3年間、イギリスの農業は豊作が続いた。こうしたことが農産物の慢性的な過剰供給を引き起こした。しかし、農業も資本投下の一部門なので、「利益になる価格」でその商品（農産物）を販売できず他の諸部門と同等の利潤が上げられなければ、資本の再配分が起きるのである。また、豊作は主として良好な気象条件によるのであるから、たとえそれがしばらく続いたとしても永続するということはいえない。こうしてリカードは現在の苦境は農業部門に特有の実物的な原因によって引き起こされたのであって、この原因はすべて一過性のものであるから苦境はやがて緩和されるか解消されるであろう、と説明する。「土地生産者層がこうむった特殊な困難は一時的性質のものであり、それは生産物の供給が需要を超過するあいだだけ続くにすぎない。利益になる価格はこの低い価値の原因が続くあいだは不可能である。しかしわれわれが現在目撃している状態はなんらの永続性をもちえないものである。」(IV/230)

また通貨価値の変化が引き起こす商品価格の変化は、商品そのものの価値の変化とは無関係にすべての商品に一律に起きる名目的なものであって、商品相互の相対的な価値（価格比率としてあらわされる）には影響を与えない。ピール法の制定後に生じている30%もの大きな価格の下落は、農業という一産業部門に特有のものである。このことは農産物価格と他の商品の価格とを比べてみれば明らかであり、農産物価格の大きな下落には相対価格の低下も同時にともなう実物的な変動の部分が含まれている。「地主層の困窮の真に有力な原因がもし貨幣価値の増大であったなら、それは他の諸方面にも同じような困窮を生みださずにはおかなかったであろう。——ところが実際はそうならなかった。」(IV/231) 農業の状況はむしろ例外であって、他の諸産業は繁栄しているとリカードは言う。

以上の分析の結果として彼は次のように結論する。「農業はいくつかの原因によって不振に陥ってきたのであって、通貨はそのうちの一小部分をなしているにすぎない。」

(IV/230) 価格の下落幅が 30% だとすると、そのうちの貨幣的原因による部分は 10% であり残りの 20% は農業部門に特有の実物的原因によるものである。また 10% の貨幣的原因のうちピール法したがってリカードの「責任」に帰しうるのはその半分の 5% であり残りの 5% は BoE の誤った行動の責任である。またもっとも大きい実物的原因は、自然条件や戦争から平和への移行といった特定の個人や機関に責任を帰すことのできないものである。このようにリカードは大きな価格低下を由来も性質もことなる三つの部分に分割し、彼のプランによって引き起こされたのはそのうちのマイナーな一部分にすぎないと主張して、全体を一緒くたにして彼を非難攻撃する者たちの不当性を示そうとする。

だが、2 年以上にもおよぶ論争でその発案者がこのような弁明を続けたにもかかわらず、リカードの地金支払いプランは暫定的な方策としてさえ予定通りに実施されたとは言えない。リカードは最後までプランの恒久化にこだわった (cf. IV/225) もの、ピール法の実施というプランの「実験」⁽²⁾が結局挫折に終わったことを認めざるをえなかった。彼は国内流通から貴金属貨幣を駆逐して紙券流通に一元化することをめざしたが、小額銀行券の流通の維持が困難になっことと、その引き揚げと貴金属鑄貨の流通への再投入を可能にする条件を BoE がピール法の趣旨に反して整えたことによって、この目的は達成されなかった。この二つの要因のうち後者については、これまで詳しくみてきたようにリカードは経済学的分析にもとづいて彼の立場を繰り返し表明し、BoE に対する非難をやめようとしなかった。しかし前者については、1821 年 3 月 19 日の議会演説であたかもこれを積極的に受け入れるような発言をしたり (cf. V/96-7)、またその少し前の同年 3 月 2 日付けのトラワ宛の手紙では小額銀行券の偽造対策が事実上不可となったことを「残念です」(VIII/350) と述べたりしているものの、偽造問題が原因で小額銀行券の流通が停止して大量の金貨がふたたび流通しはじめたことについて、彼は議会において一度も自分の見解と立場を表明したことがなかった。しかし、『農業保護論』第五節では彼は例外的にこの問題に言及している。それは、金属流通の再開が現実のものとなってからこの問題について彼が自分の見解を表明した唯一の箇所と思われる。本節の最後にこの箇所の紹介と検討を

(2) 「この法案を彼 [リカード] はたえず一つの実験 (experiment)、銀行券の鑄貨での支払いを要求されないで、地金での支払いを要求されるという原理にもとづいて、銀行というものはこの国の一般的利益のために有利に運営されないかどうかをためす実験と考えていた。」(V/200)

ころみることにはしたい。

リカードは、1821年5月以降の通貨流通の変化をやむを得ないこととして認めた上で、そこにいたるまでのBoEの対応のまずさを非難する。まず彼は自分の基本的な立場を次のように表明する。「BoEの理事たちは、自分たちの追求してきた方策を弁護するために、偽造のかどでしばしばおこなわれる処刑のゆえに彼らに向かって非難がなされているとばかりに言い立てた。こうした非難のゆえに、鑄貨と置きかえる目的で1ポンド銀行券を流通面から引き揚げることをよぎなくされた、というのである。もし、彼らが偽造を防止するために、今まで使用してきた銀行券よりもよく考案されたもので代用させることができなかったのであれば、この弁解は正当である。なぜなら、きわめて多くの不幸な人びとが年々そのために処刑されていた偽造罪に対する誘惑をとり除いたのなら、金銭上の小利益を犠牲にすることは大したこととは考えられないだろうからである。」(IV/225-6)1ポンド券をはじめとする小額銀行券は20年以上もまえに兌換が停止されたときから発行されはじめ、それ以後徐々に金鑄貨に取って代わり1810年のころには金鑄貨をほぼ完全に駆逐していた。それから1821年5月に兌換がはじまるまで大量に流通し続けていた。それなのになぜ、現金支払いの再開が日程にのぼろうとしていたこの年のはじめのころになってはじめて、その偽造が多くの人びとをだすほどの深刻な問題としてにわかに浮上してきたのか。『全集』収録のリカードに関連した資料を参照するにせよ、このような印象と疑問をもたざるを得ない。

だが次のように推測することができるかも知れない。1821年5月にいたるまでの銀行制限期のほとんど全期間にわたって、銀行券は過剰発行のために減価していたし、またBoEの金準備は概して低水準にあった。たとえ1ポンド券に大きな問題があったとしても、これを兌換によって回収することは不可能であったしBoEにはその意向もなかった。1817年からしばらくのあいだ金準備が回復し限定的な正貨兌換が実施されたが、しかしこのときも地金価格が鑄造価格を上回っていたので銀行券と兌換された鑄貨は熔解されて地金として国外に流出していった(22年6月9日付けのリカードのトラワ宛の手紙(前出)、IX/202)。このような状況下では1ポンド券を回収してその代わりに鑄貨を流通させるということはできなかったのである。鑄貨が国内にとどまって流通しないのであれば、その代わりとなる小額支払い手段が不可欠だったからである。だとすれば、1ポンド券の

偽造は以前から長いあいだおこなわれていてそれが多数の死刑囚を出すほどの深刻な問題だったにもかかわらず、打つ手がなく放置されたままだったということになるのだろうか。リカードも上の引用文で、「偽造罪」のかどで「きわめて多くの不幸な人びとが年々そのために処刑されていた」と言って、偽造の問題がその深刻さとともに以前から彼を含めて一般に認識されていたことを示唆している。そうだとすれば、当時の造幣技術と採算関係のもとでは、少額紙幣の流通はこのような大きな問題をもともと含んでいたのだろうか。1820年の前後になって、兌換の再開を定めた法律が成立し、BoEに現金支払いを可能にするだけの鑄貨が蓄積されるという、新たな状況があらわれると長いあいだ潜在化させられていた問題が忽然と表面化してきたのだろうか。

それはともかく、この時期になって「イングランド銀行券の偽造を防止する手段を究明するために」議会内に委員会が設置され、「2月20日に下院で」「偽造不可能な銀行券を作り出す過程を発見することに失敗した」という報告がなされた(VIII/350, editor's note 1)。リカードはこの直後の3月2日にトラワに宛てた手紙で、「イングランド銀行券の偽造に対する安全策が発見されないのは残念です」(ibid.)と言っており、彼もこの問題に対しては打つ手がないことを認めている。とすれば彼としては、あくまでも現金支払いに反対して重大な問題を抱えたままの1ポンド券の流通継続に固執するか、あるいは、BoEがソヴリン金貨を蓄積している上に地金価格がすでにほとんど鑄造価格にまで下落していて17年から19年までのように金貨が流出する可能性がなくなっていたこの時の状況のもとで、(しぶしぶながら)鑄貨の流通に賛同するしかなかったのではないだろうか。『農業保護論』からの上の引用文はその1年後に書かれたものである。ここでリカードはBoEが小額券の偽造問題を利用するかのようにしてその回収(つまり鑄貨兌換)を申し立てたのだと言いながら、偽造を防止する手段がないことは分かっていたので結局BoEの取った措置を「正当」であったと認めている。

にもかかわらず彼はなお、「1821年にいたるまで鑄貨の発行による偽造防止の重要性を発見しなかった」BoEが、「莫大な金の買い入れをおこなったために、ピール氏の法案によって1823年まではおこない得ないものとされていた同行銀行券支払いのための鑄貨発行を可能にする法案〔現金支払い再開法案、21年3月19日提出、同4月13日可決〕を議会に提出する必要に迫られた」(IV/226)と言って、誤った行動によって金貨を大量に準

備していた BoE が自行の都合によって兌換再開を早めたのだ主張する。21 年 5 月からの現金兌換の前倒し再開をやむをえなかったものと認めておきながら、それでもこのように BoE の行動に対してさまざまな揶揄を付加するのは、リカードの地金支払いプランへの最後まで思い入れとその実施途上での挫折に対する口惜しさの表明だったのであろう。しかし上に見たように彼のプランがこのような結末をむかえざるをえなかったのは、ただ単に BoE の「無知と怯懦」だけが原因ではなかった。このような状態での膠着は結局彼の議員としての活動の最後の時まで解けなかった（23 年会期末の 6 月 11 日の再度ウエスタンの動議に反対する演説）。

おそらくこのような行き詰まり状況の打開をめざして会期明けにギャトコムに引っ込んで彼が執筆したのが、「プラン、その他」という簡単な表題の付されたリカードの貨幣制度改革の新たな草稿であった。これが、彼が後代に残した最後の関連文書となる。本稿の最後となる次節で、この新たなプランの内容を検討し、これまで検討を重ねてきた地金支払いプランとの関係について考えてみたい。

Ⅶ 草稿「プラン、その他」における国立銀行設立構想と地金支払いのその後

1. イングランド銀行の「特許状の更新」

1822 年の復活祭の休暇前に提出されていた当年度の農業委員会の報告書は、休暇明けの議会の再開とともに審議されることになっていた。リカードは審議の開始にそなえてこの休暇のあいだに、この報告書を攻撃するために事実上の同委員会の「一種の少数派報告書」(Hollander (1910), p. 54) とも言うべき『農業保護論』を刊行していた。だが彼は 4 月 29 日の休暇明けの彼の最初の演説で、当面する農業苦境とともにイングランド銀行の特許状の更新という新たな問題について論じなければならなかった。「政府が国内に株式銀行の設立を許可するために、BoE をその規定の緩和に同意させるように、1833 年に満期となる予定の特許状を延長する提案をした」(V/156, editor's note 3) からである。BoE は 1694 年の設立以来政府からの特許状(Bank Charter)によって発券銀行としての営業を許可され、その見返りとして政府への資金貸付をおこなっていたが、特許状は一定の期限を設けて更新されていた。現行の「BoE の特許状は 1800 年に更新され、1812 年の満了以後さらに 21 年間有効となった。したがって、今やそれは 1833 年まで継続するのである。」

(『諸提案』、IV/88) 満期までまだ10年以上も前のこの時期に更新が提案されたのは、それまでロンドンとその周辺部で6人以上の出資者からなる銀行の経営を禁止して事実上のBoEの独占を定めていた規定を改正して中小銀行の経営条件を緩和する見返りとしてであった。以前からBoEの事業経営に対して批判的であったリカードは、この提案を聞くとただちにそれに断固として反対した。「彼はBoEの特許状を延長することに嚴重に異議を申し立てた。[・・・] 彼は銀行特許状が更新されるということなど聞かなかつたほうがよかつたと思つた。紙券通貨の利益は政府のものとなるべきである。貨幣を政府に貸す同行からはなんの利益も得られるはずはなかつた。」(V/156)

このリカードの発言に同調するかのようになり、彼と同様に以前からBoEの法外な利潤を批判していたグレンフェルが、5月31日に「BoEの特許状更新に反対する請願書を提出した。」(V/193)その後リカードはウエスタンの動議に反対する大演説を6月11日と7月10日におこなつたが、その二日後には家族とともにかねてから計画していた大陸周遊旅行に出かけ約五か月間イギリスを離れていた。しかしこの特許状更新問題は翌年度になつてもくすぶりを続けた。1823年の議会開催直後の2月18日にふたたびグレンフェルが「BoEの手許にある公金残高の報告を求める動議」を提出して情報公開を求めると、今度はリカードがそれに答えるかのようになり、「もし大蔵大臣[この月にヴァンシタートと交替した新任のロビンソン]の在任中にBoEが特許状の更新を申請するようなことがあれば、大蔵大臣は同行にだまされないよう特に注意すべきである。この種のいかなる取り決めがなされる前であっても、その件について下院に諮問することが大臣の義務であろう」(V/247)と発言して、政府とBoEのあいだの特許状の更新交渉にくぎを刺した。リカードはこの件についてこの年の会期末までこれ以上の発言はしていない。新たな銀行業の認可との組み合わせで出てきたBoEの営業認可の延長の問題は、当面は未決着のままとなつた。しかしこのことは、これに反対するリカードやグレンフェルにとっては、この案件がまたいつ提起されて特許状の更新が本決まりになってしまうか予断をゆるさない、ということの意味した⁽³⁾。BoE批判の言動においてこの両者の共同行動は1815年から始まつたが、それは23年の特許状更新問題をめぐる彼らの議会活動まで続いたのである。

本稿第IV節第3項で見たように、リカードはすでに1815年秋に『諸提案』の執筆に取りかかつたころから、BoEを廃止して発券業務を国家のもとに置くといふかなり明確な

アイデアを持っていた。このアイデアは最初マルサスに宛てた同年9月10日付けの手紙で表明されてから、『諸提案』の最後のパラグラフ(IV/114)と『原理』第27章(I/361-3、初版のテキスト)にも示されており、それがたんなる一時的な思いつきではなかったことが分かる。また『原理』の当該箇所は、地金支払いプランの核心部分をなす『諸提案』からの長い引用文の直後に位置しており、リカードが地金支払いプランと発券業務の国立化とを別々のものとしてではなく、むしろ一続きのものと考えていたことも分かる。リカードがこの時期にBoEに代替する発券機関を構想するにいたった直接の動機は、グレンフェルから提供されたさまざまな情報によりBoEの経営実態(膨大な不当利益の獲得、情報の秘匿、利益の独占とりわけ不穏当な配当政策)を具体的に認識するにいたったことである。しかし同時に、BoEに与えられている特許状の期限が到来する1833年まではその存廃を問題にすることはできないとして、「BoEにかんする私の見解はまったくの未来像です」(15年10月17日付けのマルサス宛の手紙、VI/306)と言っていた。おそらくそのためであろうが、19年に兌換再開法が制定されてからのちのBoEの「誤った」行動とその影響にリカードが気づき始めた21年の議国会期初頭から23年の会期末までのおおよそ2年半にわたるBoEに対する激しい非難・攻撃においても、リカードはBoEの廃止を主張するようなことは決して言わなかった。しかし、BoEを10年後からさらに先にまで存続させるかどうかの決定が差し迫った問題として目の前に現れてくれば、BoEに代わる発券銀行をたんなる「まったくの未来像」として考えているだけではすまされなくなったであろう。彼は何としてでも特許状の更新を阻止しなければならないと考えたであろう。そして23年の議国会期が終わったあとの次のターゲットは、24年2月から始まる次期会期である。7月19日に23年度の会期が明けると彼はギャトコムに引っ込んで、「出版を目標とした⁽⁴⁾」(IV/275)このための仕事を開始した。

こうして執筆された「プラン、その他」(以下「プラン」と略称)という簡単な表題の

(3) 実際にこの問題が決着をみたのはリカードが亡くなってから10年後の1833年、つまり1812年に定められた満期が到来してからのことであった。この年に成立した銀行特許法(Bank Charter Act)によって同行の特許は1855年まで延長されるとともに、それまで禁止されていたロンドンとその周辺地域での6人以上から構成される株式銀行の設立が許可された(Andréadès, A. (1966), p.261-2、邦訳307-8ページ)。だがこのことと、23年の議国会期末までの状況がその後の2か月ほどの短い期間にリカードがいただいていた状況判断におよぼした影響とは、区別しなければならないであろう。

草稿は、8月初旬には出来上がっていたと思われる。この仕事についてリカードはマルサス、ミル、マカロックに立て続けに手紙で報告している（それぞれ、8月3日、7日、8日付け）。しかし彼はこのときには、以前に同様の草稿を書いた時とはことなっており、このうちの誰に対してもこの草稿を見せてコメントを求めたり、あるいは、出版の可否を尋ねたりしていない。マカロックだけが同月11日付けの返信で、「国立銀行にかんする試論をお書きになったことを知り、たいへん嬉しく思います。またぜひそれを拝見したく願っています」(IX/345)と返しているが、これは実現しなかったようである。おそらくリカードは、ざっと書き上げたこの草稿は人に見せて意見を聞くにはなお手入を必要とすると考えたのであろう。しかし、彼はこの夏そのための時間がなかった。同年4月に刊行されたマルサスの『価値尺度論』をめぐる両者のあいだで書簡による論争が続いていた。また、ちょうどリカードが「国立銀行にかんする試論」を書き終えたころからは、マカロックとの価値理論の原理的な問題をめぐって書簡による激しい応酬が始まった。リカードはこの二人（それに書簡のやりとりはなかったがトレンズ）との論争について、自分の考えをまとめた形で示すための草稿（もともと表題はなかったが「絶対価値と交換価値」として『全集』第四巻に初めて公表された）を、8月上旬から9月上旬に死にいたる病の兆候が現れるころまで書き続けた⁽⁵⁾。こうして、「プラン」は最初の下書きのままの状態に残され、

(4) リカード没後の1824年の2月に『国立銀行設立プラン』と題してリカードの草稿をマリから出版した弟のモウジズ（Moses）が、このパンフレットに付した「序言」のなかの言葉。スラッファは「解題」で、死の床にあったリカードがこの弟に草稿を見せたと言っている（IV/273）。リカードはおそらくその時にこの草稿が「出版を目標とした」ものであると語ったのであろう。

(5) リカードは、「プラン」の草稿については、執筆中からその直後にかけて三人の友人に短いあいだに立て続けに報告している（あたかも触れ回りにたくてしかたがなかったかのように）が、これとは対照的に、草稿「絶対価値と交換価値」の執筆については（おそらく家族も含めて）最後まで誰にも語らなかった。この草稿が現に手紙で続いていたマルサスやマカロックとの論争の延長であったため、当事者である彼らにできあがる前の草稿について明かすことがはばかられたからであろう。このため、彼が人生の最後の夏の休暇中に執筆した二つの草稿は、その後きわめて対照的な運命をたどることになった。一方は残された周囲の人びとにその存在を知られていたため、容易に発見されすぐに出版された。しかし他方はリカードの死後「ミルのもとに送られたはずである」が、ミルが「出版には適当でない」（スラッファの「解題」、IV/359）と見なしてそのまま保管していたため、第二次大戦の直後に「ミル-リカード文書（Mill-Ricardo papers）」の一部として偶然に発見されるまで、長いあいだその存在さえしられないままであった。他方、この二つの草稿はリカードが経済学者としての生涯を通じて、「価値と分配」にかかわる抽象的な理論的問題と「貨幣と金融」にかかわる時事的・具体的な問題の双方について考え続けていたことを象徴している。これら二つの草稿の関係は『諸提案』と『原理』の関係とも相似的である。

著者の死後に発見されて翌年弟の一人によって編集・刊行されたが、このとき元の草稿にかなりの手入れが加えられた。リカードの原草稿の完成度が低く出版のためのやむをえない措置であった面もあるであろうが、原草稿の本文の内容についての編集者の解釈が加わっていると思われる箇所も散見される。『全集』版では、原草稿は「著者の死後出版された1824年版とほとんど一致している」と判断され、この版が復刻されている。ただし「主要な異文は脚注に示してある」(IV/274)ので、以下ではこの原草稿にしたがってリカードの国立銀行設立プランを見ていくことにする。

2. 「国立銀行設立プラン」と「経済的で安定的な通貨」

国立銀行設立の構想はすでに何年も前からリカードがさまざまな形で表明していたのであるから、彼が「プラン」において打ち出しているアイデアのなかには本稿ですでに紹介したものも含まれる。以下での「プラン」の検討に当たっては、この時点で新たに加わった論点、とりわけ1811年以来の地金支払いプランと関連する論点に特に焦点をあてて見ていくことにしたい。

冒頭に提示される論点はリカードが以前にまったく述べたことがなくその意味できわめて斬新なものであり、1844年のピール法(Bank Charter Act 1844)に対するリカードの影響の最重要点のひとつとしてよく知られているものである。「プラン」は次の言葉から始められている。「BoEは、まったくことなった、しかもお互いになんの必然的関連もない、二つの銀行業務を営んでいる。つまり金属通貨の代用物として紙券通貨を発行する一方、商人や他の人びとに貸し付けという形で貨幣を前貸しする。これら二種の銀行業務は[・・・]二つの分離した機関によって運営されうる。」(IV/276)そして実際に1844年のピール法ではBoEは発券部と銀行部に分離された。だがリカードはこのうちの発券業務をBoEから切り離すことを主張し、これ以後の議論を主として発券業務の方に集中させていく。こうして国家のもとに置かれる発券機関は、民間の株式会社でなくなるという点をのぞけば現行のBoEと同じ原理にしたがって業務をおこなうものとされる。リカードはまったく新しい型の発券機関を構想しているわけではない。

「紙幣発行の権限がBoEから奪われて将来はもっぱら国家によって行使され、国家は要求ありしだい正貨で銀行券の支払いをするという現在BoEがしたがっている同じ規制に

服するものとするれば、国民の富が少しでも損なわれるということがあるだろうか。その場合われわれは、現在と同じように、高い媒介物である貴金属の代わりに安い媒介物である紙幣でこの国のすべての取引や商業を営んでいくべきである。」(ibid.)

これがリカードの「プラン」の基本的なアイデアであり、現在の民間会社としての BoE が発行した貨幣を国家に貸し付けて取得している利子を、国家がみずから取得して公共の利益とする以外には、何の変化もない。「社会の他のあらゆる階級は、現在位置しているのとまったく同じ立場で変わらないであろう。さらにまた、まったく同じだけの貨幣が流通するであろうことも明らかである。」(IV/277, cf. IV/279-81) しかし彼がこの「プラン」の最初で述べていることには、21 年 4 月に成立した銀行現金支払い法案 (Bank cash payments bill) の施行後の現実の通貨の状態 (本稿第 VI 節第 2 項参照) と、彼自身が長年にわたって主張してきた地金支払いプランとが混在しているように思われる。つまり彼は一方では、国家のもとに置かれた将来の発券機関は現在の BoE と同じように「要求ありしだい正貨で銀行券の支払いをする」としながら、他方では、「現在と同じように、高い媒介物である貴金属の代わりに安い媒介物である紙幣でこの国のすべての取引や商業を営んでいく」としている。前者は正貨兌換が実施されて二年以上の時間が経過して、小額銀行券に代わって金鑄貨 (ソヴリン金貨) の流通が定着した現実をそのまま追認したものであり、もはや正貨兌換を批判も否定もしてはいない。だがこのような現実を前にして後者のような主張をすることは困難であろう。そのためには「高い媒介物である貴金属」を回収してその代わりとなる「安い媒介物である紙幣」(つまり小額銀行券) の流通を復活させるという、「現在と同じではない」通貨の状態を再現させなければならないであろう。後者の文言は、もはや地金支払いも紙券通貨の専一流通もおこなわれなくなっていた現実のなかで、なお依然としてリカードが地金支払いプランにこだわっていたことをあらわしているように思われる。リカードのこのような (意識的あるいは無意識的な) 姿勢のゆえに、彼が「プラン」の後半部分で十四箇条の規定 (regulations) によって定めた⁽⁶⁾、新しい発券機関の運用の細目 (その設置、業務の開始、旧機関 (つまり BoE) の解体、地方流通の処理、そして新発券機関による紙券発行の調整) に不明確な点や前後撞着が生じているように思われる。この点はのちに検討を加える。

以上のように、現在の BoE が民間会社によって担われるべきではない発券業務によっ

て不当な利得を公共社会から得ていること、そして、この業務を国家に移しても何の支障もないことを示してから、リカードはその特許状の更新への反対を唱える。「もし BoE がなくなれば商人たちはこれまでどおりの容易な借入れができなくなり不便をこうむるであろう、という理由から BoE の特許状は更新されるべきである、とってはならない。」(IV/278)そしてリカードは、更新がおこなわれないうえ BoE が発券銀行として存続できなくなった場合に、それが現在有している物的・人的資産をどう処分するかについてまで、あたかも銀行関係者の神経を故意に逆なでするかのようにきわめて冷淡な見通しを平然と述べている (cf. IV/290)。

政府の監督下に置かれた民間機関にではなく政府自体に貨幣の発行権限が属することになると、政府の上に立つ監督・処罰の権限を持つ機関が存在しないので、発行権限が濫用されるのではないかと——このような懸念はリカードも抱いていたことがあり、そのゆえに国家が貨幣の発行をおこなうことに否定的であった (1814 年 12 月 24 日付けのサー宛ての手紙参照)。しかしその後 BoE の発券業務に重大な疑問を抱くようになってから彼は考えを変え、こうした危険を予防する仕組みを工夫した。「プラン」においても同様のアイデアが繰り返されている (IV/282-3) が、リカードはここではそのアイデアを拡張して次のように述べている。「政府が貨幣を必要とする場合、国庫証券を発行してそれを売却するか、公債によるか、または国内にある無数の銀行のどれかから借り入れるかによって、調達せざるをえないようにすべきである。いついかなる場合でも、またどんな事情のもとでも、政府に貸上げをすべきではない。しかし、もし委員会の資金が、貨幣の自由処分を許すほど潤沢になれば、公開市場 (open market) で政府証券を買うべきであろうし、また反対に、委員会が手持ちの流動証券を減少させなければならない場合には、同じ方法で公開市場においてそれらを売るべきである。これらのことは、私が設置を提案している委員

(6) 「プラン」の後半部分でこのようなあたかも法律の条文を思わせるようなスタイルが採用されたのは、リカードがこの草稿を 1824 年の議会会期に間に合うよう出版して、BoE の特許状の更新問題がふたたび持ち上がった場合に備えておこうとしただけではなく、さらに現行特許状が期限をむかえる 1833 年には BoE を解体して新たに「国立銀行」を設立する法律案を提出しようとしていたからかもしれない。彼は議員としての経験からこのようなスタイルの文書には慣れ親しんでいたであろうが、しかし彼自身がこのようなスタイルで文書を起草したことはかつてなかったのではないかと。彼はいつも、在野の論争家ないし少数反対派として自分自身の自由なスタイルで論陣を張ろうとしていた。

会の規定 (constitution) の一部とすべきである。」(IV/283-4, editor's note 6 に掲げられている原草稿の異文を含む) 国内で流通する通貨の量を増減させる権限のある発券機関は、政府との直接の取り引き (貸し上げまたは政府証券の直接購入) を行ってはならない。このために、発券を担当する委員 (Commissioners) は政府から独立してその支配を受けず議会に対してだけ責任をもつようにしなければならない。ただし公開市場であれば政府証券の売り買いは通貨量の調整手段として認められる。リカードは23年の「プラン」においてはじめて、今日でいう公開市場操作のアイデアを打ち出している。

国立銀行による通貨量の調節は、現金支払いと金の買い取りという従来から彼が述べて来た方法に加えて、政府証券の公開市場での売り買いをつうじてもなされる。「ロンドンでは通貨の増加は、地金売却者の要請にもとづいて発行される紙幣とひきかえに、委員に金地金を売却するという手段をとおしてか、または委員が市場で買う権能を与えられている政府証券に対する支払いとして委員が紙幣を発行するという手段によってか、いつでもこの二つのいずれかによってなされうる。」(IV/297, editor's note 1 に示されている原草稿の異文) ここで述べられているのは増加方向への発行量の調節だけであるが、反対方向の操作をおこなえば同様に二つの方法によって通貨を収縮させることができるであろう。

リカードはかつて証券業者として株式や為替の取引とならんで政府証券の取り引きもおこなっていた経験があり、これらの取り引きから巨額の利益を得たと言われる。取り引きの原理はきわめて単純に「安く買って高く売る」ということだけであり、取り引きの目的は売買価格差を収益とすることである。証券が一般の (公開) 市場で取引されるのはこのようにしてであるが、公開市場操作はこのような市場に発券銀行が介入することを意味する。しかしリカードが上に述べている発券銀行による政府証券の売り買いは、他の市場参入者たちのように収益ではなく通貨流通量を増減させることを目的とする。このようにその時々売買価格とはことなる基準をもって実行される証券取引は、(必ずとは限らないとはいえ) 損失を出してもなされるであろうし、反対に収益機会を無視することにもなりうる。こうしてリカードは上の引用文に続けて次のように言う。「こうした規定によるとごくわずかの犠牲が生じるであろうが、結局それは、こうした証券をとり扱ううえに資本と熟練を使用することを本業としている人びと [かつてのリカード当人のような] が、現に獲得していると考えられるだけの、市場利益に相当するわずかな犠牲であろう。しか

し、この重要な問題〔通貨発行量の調節〕においては、こんな犠牲は考慮の価値がないほどである。」(IV/284) このようにたしかに公開市場操作には一定の「犠牲」がともなうが、しかし、それが発券銀行のおこなう通貨発行量の調整において副次的な役割しか演じないのであれば、この「犠牲」はなお小さくなるであろう。この点について彼は次のように言う。公開市場における「こうした取り引きは少量であろうということが想起されなければならない。なぜなら、通貨は、その適度な割合を超過するときには、鋳貨や地金と交換されることによって、また、紙幣の総額がその割合以下のときには、委員会への金地金や鋳貨の販売によって、ちょうど適正な水準に維持されるであろうから。」(IV/284, editor's note 2 に示されている原草稿の異文) 発券銀行による現金支払いと金の買い取りが確実に実施されていれば、通貨量が適正な水準から乖離していく可能性は事実上ない。だとすれば公開市場操作の出番もほとんどないということになるであろう。ではなぜ公開市場操作について論じられているのであろうか。

BoE は 1797 年以前から一貫して公私をとわず各種の証券を保有して、通貨発行とならんで証券取引を同行の収益事業の柱の一つとしてきた。同行が資産として保有していた各種の証券の金額は同じ時期に発行していた銀行券総額を上回ることさえあった (Feavearyear (1963), p. 227-9. 邦訳、242-4 ページ)。リカードも「プラン」の最初の部分で、政府は「国庫証券や年二回および一回払いの年金証書その他の証券に前貸しされている何百万という金額を同行から借りている」(IV/277)、と言っている。BoE が収益獲得をめざして大規模におこなっていた証券取引は通貨価値の不安定化を招いたであろうが、BoE はそれを意に介すことはなかったであろう。BoE を引き継ぐべき新しい発券銀行も BoE が現在おこなっている証券取引を引き継ぐが、しかし同時に、収益から発券銀行としての最重要任務である通貨価値の安定性の確保に、その目的を根本的に転換することがその担当機関の「規定の一部」となる。しかしその場合、この最重要任務は主として現金支払いと金の買い取りという操作によって基本的に果たされるのであるから、公開市場操作はその規模も頻度もごく限られたものになるであろうし、たとえ損失が出たとしても無視しうる程度であろう。しかし他方、現金支払いと金の買い取りはどちらも発券銀行が銀行券ないし金の保有者からの要請に受動的にに応じておこなわれるものであり、場合によっては機動性を欠くこともあるであろう。これに対して公開市場操作は発券銀行がみず

からの判断とイニシアティブにおいて通貨流通量の調節を能動的におこなうものである。この意味で、公開市場操作に発券量を調節するための補助的な手段としての存在意義を認めることができるであろう。発券銀行が流通に投ずべき通貨の数量は絶え間なく変化するので、これに迅速・機敏に対応するためにも発券銀行の側からの積極的な数量調整の手段が求められるであろう。「利子を生む証券の購入に投資することが適当となるのは、この国の富や繁栄の増進の結果、この国が不断に増加する流通量を必要とするときだけであり、また、このような証券の一部を売却することが必要とされるのは、それとは逆の場合だけであろう。」(IV/284, 1824年版での編者モウジズによる書き換え部分)

以上が「プラン」の前半部分の要約的介绍であるが、リカードはその最後に「そこで、私は、国立銀行設立のための次のようなプランを提案したい」(IV/285)と述べて、後半部分の十四箇条からなる規定(regulations)の列举およびその逐条的説明に入っていく。1824年に「プラン」が弟の手によって刊行されたときに付された表題『国立銀行設立プラン』は、この文章をもとにしていると思われる。ちなみに、「プラン」の原草稿のなかで「国立銀行」という用語が使用されているのは、この箇所と規定第十四条(IV/289)とその解説文(IV/294)のあわせて三箇所だけである。それ以外の使用例はすべて編者による書き加えないし書き換え部分に含まれる。

「プラン」の後半は、「1833年の〔日付は空白〕、BoEの特許状が満期になるその日」(IV/285, 第二条の原草稿の異文)をもって国立銀行を設立することを定め、その日からBoEに代わって新しい銀行が新しい通貨を発行して機能しはじめるために必要な諸措置を細密に規定している。まだリカードの観念のなかにしか存在していない架空の銀行を立ち上げるために、10年後に実施すべきことがらを今から決めておこうとするのは、今の時点ですでに現実的な問題になっている特許状の更新をなにが何でも阻止するための手立てを整えておくためであった。「この国の紙券通貨を管理するために」任命された委員たちは、特許状の満期日に必要な量の新しい紙幣を発行し、これをもってBoEへの政府の負債を支払い、残りの金額で「金地金および銀地金を購入し」、「国庫証券とひきかえにBoEに支払いをおこなう。」(IV/285-6, editor's notesに示された原草稿の異文より)これらすべてのことは1日のうちに実施しなければならない。こうして、国立銀行が設立されたその日のうちに政府とBoEとの債権債務関係はすべて完全に解消され、イングランド

銀行券に代わる新しい通貨が債務の償還を受ける BoE に引き渡される。そして「新紙幣を旧紙幣と取り替えるために」(IV/292)、「BoE はその特許状の満了後 6 か月以内に、政府により発行された新しい紙幣での支払いをつうじて、その最大の努力を傾注して流通しているすべての同行銀行券を回収すべきである。」(IV/286)「イングランド銀行券は、BoE 特許状の満了後 6 か月をかぎって通用を許し、それ以後は、それらはもはや、歳入の支払いにさいして政府が受け取らないようにすべきである。」(IV/287) こうして、特許状の期限到来から 6 か月後の 1833(4) 年○月○日には、発券銀行としての BoE もその銀行券も完全に姿を消すことになる。

以上は第五条までの概要である。10 年先のこととはいえここに述べられていることは、「プラン」が書かれた 1823 年当時の BoE の業務内容や通貨の状態に基づいていると思われる。この当時小額紙幣はすでに流通しておらず兌換は鋳貨をもってなされていた。イングランド銀行券に代替するために発行される国立銀行の新しい紙幣のなかにも恐らく 1 ポンド券のような小額紙幣は含まれておらず、新紙幣の額面構成はおそらくこの当時のイングランド銀行券のそれにならうものと考えられていたであろう。またこの当時拡大していた鋳貨の流通についてはなにも言及されていないし、また鋳貨の回収についても明確に述べられていない。おそらく鋳貨の流通はそのままにしておくものとされていたのではないか。さらに、通貨価値の安定のためには、新たに設立される国立銀行も当然当時の BoE と同様銀行券保有者からの金での支払いの要請に対して対応しなければならないはずであるが、その場合の支払い方法は、「現金と地金」(IV/279)あるいは「鋳貨と地金」(IV/284)と言うように、かならず現金支払いに地金支払いが組み合わされるような形で示されており、BoE 解体後の銀行券支払い方法をリカードがこの時点でどのように考えていたのかきわめて曖昧である⁽⁷⁾。一方では現におこなわれている現金支払いをそのまま認めながら、他方ではすでにおこなわれなくなっていた地金支払いになお執着を示しているように

(7) 上に引用した「金地金および銀地金を購入し」という文言を含む規定の第三条についての解説としてリカードは次のように言う。「第三の規定は、新機関がそれなしでは行動しえない大量の金貨および金地金を準備するためのものである。」(IV/291, editor's note 1 に示されている原草稿の異文) ここでも「金貨および金地金」とあたかも新国立銀行が現金兌換とならんで地金支払いをおこなうかのような書き方がされているが、この両者がどのような関係にあるのか、そもそもこのような二つの支払い方法の共存が可能であるのか、まったく不明である。

も受け取れる。地金支払いによって流通から貴金属流通を一掃しなければ、「貨幣としてはなにも生産しない多量の貴重な金属を使用しないですます⁽⁸⁾」(IV/298)ことはできない。これを実行するためには金鑄貨にとって代わる小額銀行券の発行と流通が不可欠である。しかし上に見たように、新しい国立銀行から発行される新銀行券にも小額銀行券は含まれないとされているように思われる。その代表である1ポンド券については、リカードが第十二条で最初の草稿をいったん打ち切ったあとになって挿入した(IV/288, editor's note 1)二箇条(第十三条と第十四条)の最後の箇条とその説明文のなかではじめて話題にされている。この点については後で検討を加える。

つぎの第七条から第十二条まで(第六条は草稿になかった)は、ロンドンと地方の紙券流通の関係にかんする詳細な規定(regulations)である。BoEの発行する銀行券の流通はほぼロンドンとその周辺部に限定されており、地方では多数の小規模な地方銀行(country banks)が独自の紙幣を発行していた。これらの地方銀行券の価値はイングランド銀行券との「兌換」によって後者と連動させられ、後者の発行の増減が前者の発行数量を規制するという関係にあった。BoEの廃止と新しい国立銀行の設立にともなって、こうしたロンドンと地方との紙券流通の従来からの関係を再編する必要が生じてくる。上記の六箇条は(10年も先に実施される!)このための手続きを細かく規定している。リカードはこれらの六箇条をつうじて、イングランド全体の通貨流通についての決定権限をロンドンに集中させ地方はこれに従属するシステムを構築しようとしていたようである。これらの箇条については以上を述べるにとどめておきたい。

先にも述べたように、「プラン」の草稿では第十二条で国立銀行設立の諸規定は終わっていたが、リカードは後になってから思い返したように第十三条から第一四条までの二箇条をこのあとに挿入している。この最後の二箇条はそれまでの十二箇条とはやや性格がことになっており、国立銀行設立直後の移行期における処理手続きが完了したのちに新しい銀

(8) 草稿の断片より。文面からこれは「プラン」の最初の下書きであり、ここにはリカードの基本的な考え方が表明されていると思われる。彼は同じくこの断片の最初の部分で「紙幣の安定性の尺度を金属それ自体のような永久的な基礎にその価値を固定させる」(ibid.)と言っている。「経済的で安定的な通貨」という構想は、新しい国立銀行についてもそのまま妥当させなければならなかったのである。

行がどのように「経済的で安定的な通貨」を供給していくのかという、彼の貨幣制度改革プランの根幹に関連する事項について規定しているように思われる⁽⁹⁾。

第十三条は次のように書かれている。「ロンドンの委員は、標準的な純度で量目が100ポンドを超える金であれば、それがいかなる量提供されようとも、3ポンド17シリング6ペンスの価格で買う義務を負わなければならない。この価格は、そうするのが適当と思われれば、3ポンド17シリング10½まで高めてもよい。委員たちは、ロンドンで発行されるどんな銀行券、あるいは地方から振り出されたどんな手形に対しても、要求ありしだい、基準量目の金貨を与える義務をもつべきである。」(IV/288-9, IV/288のeditor's note 6に示されている原草稿の異文を含む)ここでは発券銀行が負う金の買い取りと売却(兌換)の義務が同時に規定されている。買い取り価格は鑄造価格よりやや低い3ポンド17シリング6ペンスと鑄造価格との差額の4½ペンスの幅のなかで裁量的に決定しうるとされ、他方の支払い価格は鑄造価格に固定されている。この両方向の取り引きをつうじて通貨の発行量が増加と減少の両方向に調節されて、その価値の変動は買い取り価格を上限とし売却価格を下限とする狭い範囲内に限定される。また金価格は鑄造価格から大幅に乖離することはないので、発券銀行は大規模な金取引をおこなう必要にせまられることはなく、したがって大量の金準備も必要ではないであろう。第十三条についての解説では次のように言われている。「もし、委員たちが、金と紙券の比較価値によってその紙券発行を調整するなら、間違ふことはありえないし、また委員たちは紙券価値が金に比して上下するのに応じて、紙券量を単純に増減する操作をおこなうだけで、きわめて少量の金で通貨にかんするいっさいの仕事をおこなうことになるかもしれない。」(IV/294, editor's note 1に示されている原草稿の異文)このようなアイデアは、リカードが『高価』第四版の「付録」ではじめて地金支払いプランを提示した時からのものである。これに加えて「プラン」では「紙券量を単純に増減する操作」として、金取引をまったく含まない公開市場操作も

(9) リカードの草稿では第十二条となっていた一文が1824年の版では編者によって第十一条の最後に移された。これと同時に、草稿での第十三条は二分割されて、前半は空いた第十二条に繰り入れられ、後半のみが第十三条の内容とされた。その上前半にも後半にも編者による改変が加えられている。のちに続く諸規定の解説部分でもこれらの改変に対応した書き換えがおこなわれている。『全集』では1824年版のテキストが復刻されているが、同時に原草稿と相違する箇所はすべて原草稿のテキストが示されている。以下の検討にあたっては原則としてすべて原草稿をもとにした。

登場していたことは先に見たが、後半部分の諸規定 (regulations) の列挙においては公開市場操作についての言及はない。リカードにとっては金取引を媒介とした通貨量の調節が基本だったのであろう。

同じように 1811 年から、通貨量調節のために発券銀行がおこなう金取引に一定の金額制限が設けられていた。1811 年の「付録」では地金による支払いは 20 ポンドの金額を最低限とするとされていた。その後この最低限度は何度か変更された（本稿(2)の注(1)を参照）が、しかしそれはいつも、発券銀行が銀行券保有者に対しておこなう地金の支払いについて設定されていた。ところが、上に引用した第十三条ではこの反対に、この取り引き最低限度は発券銀行のおこなう地金の買い取りについて設定されている。その限度は 100 オンス（3kg 強）と地金の重量で示されている（400 ポンド弱の金額に相当）。なぜここで突然このような転換があったのか、また 100 オンスという数量はどこから出てきたのか（21 年 4 月まで実際にこころみられたリカードズによる地金支払いではこの最低限度は 60 オンスであった。）。当然このような疑問が生じてくるが、第十三条についての解説はこの点にまったく触れていない。もしリカードが何らかの明確な意図があつてかつてなかつた高いハードルを地金の買い取りについて設定したのであれば、しかるべき説明が付加されていたはずであらう。このような規定が第十三条に盛り込まれている理由は、次のように推測しうるように思われる。

発券銀行に対して金の買い取り請求が発生するのは、通貨発行量が過少となり地金価格が下落して商品の輸出（つまり金の輸入）が拡大し、外国から流入した金を国内通貨に変えることが利益となるときである。こうして金（地金ないし外国鑄貨）を市場においてではなく発券銀行に有利に販売しようとするのは、外国貿易にたずさわる商人たちであり、彼らのおこなう取り引きの量（したがって、あつかう金の量）は一般にある程度以上の大きさであらう。この「ある程度以上の大きさ」をリカードは 100 オンス以上の金と見積もつたのかもしれない。そして国内通貨量の過少によって引き起こされるこのような金の国際移動を銀行券の発行によって吸収すれば、つまり 100 オンス以上の金を発券銀行が買い取れば、過剰発行に陥ることなく通貨の過少を解消することができる。もちろん市場にはこのときさまざまな理由から 100 オンス以下の地金を保有する人びとが存在しているかもしれないが、彼らすべてからの金買い取り請求に応じるまでもなく、大口で少数の金の買い

取りさえ実施すれば、発券銀行は煩雑な取り引きの手間をかけることなく、やがて金の買い取り請求自体を沈静化させることができるであろう。おそらくリカードはこのように考えたのではないだろうか。また、このような取り引きは頻度も規模も限られているが、鑄造価格以下での地金の買い入れであるから多少の利益を発券銀行にもたらすであろう。また第Ⅶ節第3項で見たように通貨流通量の過少が原因で国外から流入する金の量は、理論的にはその過少を補填する量をやや下まわるであろう。したがって、この金に相当する銀行券が発行されても過少状態は完全には解消しないであろう。しかし、国立銀行はたえず通貨量を適正な水準に維持しようとするのであるから、1819年以後にBoEが実施したような大規模な通貨の縮小と大量の金の流入はありえず、残留する不足分はわずかのはずである。しかも新銀行は公開市場操作という手段（この場合には証券の買い入れ）によっても通貨の不足分を補うことができる。

金の買い入れとは対照的に、金での銀行券の支払いについては何の限度額も設けられていない。発券銀行に銀行券の買い取り請求がなされるのは、通貨が過剰となって地金価格が鑄造価格以上に上昇したときである。このとき、等額面の銀行券と鑄貨は法律上は等価であっても実質的には鑄貨のほうが価値が高くなる。なぜなら鑄貨を熔解して地金に変えれば、市場ではその額面を超える額面の銀行券と交換することができるからである。こういう状況で発券銀行が兌換義務を負うということは、潜在的な損失をこうむることを意味する（「潜在的」というのは、発券銀行がみずから上のような操作をおこなうことはありえないからである。）。しかし金の買い取りと同様、この場合の取り引きの規模と頻度はごく限定的なものにとどまるであろうし、その損失は上に見た金の買い取りによって得られる同様にわずかな収益によって相殺されるであろう。1819年のピール法のもとでは鑄貨の熔解と輸出はもはや禁止されていなかったもので、通貨が減価して地金価格が上昇すれば鑄貨は通貨として使用するよりも熔解して市場で販売するか輸出した方が有利となる。このような合法的な行為は鑄貨を一枚でも持っていれば実行可能であり、一定の枚数の鑄貨を揃えなければならないということはない。発券銀行は公的な機関として鑄貨と銀行券とを差別的にあつかうことはできず、両者を名実ともに同等な通貨としなければならない（だから潜在的な損失を出しても、銀行券に対する支払いは同額面の鑄貨をもってなされなければならないのである。）。このことが銀行券の支払い額に一定の最低限度が設けられ

ていない理由であろう。しかしこのことよりも本質的に重要なのは、銀行券の支払いがかならず「基準量目の金貨」でなされなければならないと規定されていることである。この第十三条以前には、リカードはかならず現金支払いに加えて地金支払いに言及してきたが、ここにいたって地金支払いを放棄したかのように現金支払いに一元化している。これは彼の立場からすれば大きな妥協と言ってよいであろう。おそらくこの「妥協」と「ひきかえに」、彼は続く第十四条で小額銀行券（1ポンド券）の発行とその使用について論じている。「プラン」において小額銀行券が話題となるのは、この第十四条とその解説においてのみである。

最後の第十四条は次のように書かれている。「1ポンド券は、国立銀行の設立の当初に(at the first establishment)発行され、そしていかなる請求者に対しても、その者が鑄貨よりも1ポンド券を選好するならば、より高額の紙券とひき換えに与えられることになるであろう。」(IV/289)1ポンド券の発行は国立銀行設立の第一日目ではなくその後早い時期に実施される。したがって設立当初に発行される新しい銀行券には、「プラン」執筆時と同様に小額銀行券は含まれない。もし国立銀行の設立からまもない時期に1ポンド券が発行されその流通が定着すれば、流通内の鑄貨は減少（ないし消滅）するであろう。それとともに銀行券が減価した場合には現金ではなく地金による支払いがおこなわれることになるであろう。しかし第十四条には、国立銀行設立の当初には流通が想定されている鑄貨に代えて1ポンド券をただちに流通させるとは明記されておらず、鑄貨と紙幣のいずれを使用するかは貨幣使用者の選択にゆだねられている。そして1ポンド券の流通への投入も、高額銀行券の兌換において貨幣保有者の方に与えられる選択権を介してなされる。個々の貨幣使用者たちは、リカードのように国民経済的な立場から経済的であるという理由で鑄貨よりも紙幣を選択するということはないであろう。彼らの選択基準は主として通貨としての使用における便利さであろう。リカードは「紙幣の使用にともなうもう一つの利点は、これを手段として支払いがおこなわれる場合の、いちじるしい便利さである」(IV/298、「プラン」草稿の断片)と言って、その具体例をあげてこの「便利さ」を説明している。公衆の説得にはこうした論法の方がはるかに有効であろう。ただしこの場合の問題は、高額紙幣の使用を前提とした上での通貨の一部である小額支払い手段（といっても多くの人びとにとっては日常的に使う必要のある重要な部分）の選択に限定される。

リカードとしては、紙券の利便性が広く一般に認められて鑄貨に代わって紙券が受け入れられる（そして公衆がおのずと鑄貨と紙券との交換を求める）ようになることを期待するほかなかったのであろう。しかし紙券か鑄貨かの選択はその利便性の比較だけでなく、歴史的には紙幣よりもはるかに長いあいだ使用され続けてきた流通手段としてのコインに対する人びとの愛着によっても左右される。リカードはこのこともよく承知していた。1819年の春に秘密委員会でおこなわれた兌換再開法についての審議が終了したあと、彼は次のような感想を漏らしていた。「委員会は公衆の偏見と、またおそらく鑄貨に愛着する彼ら自身の先入主とも闘わねばならなかったのです。」(19年5月8日付けのマカロック宛の手紙、VIII/27)そして、「金貨に対する彼らの好みと高価な通貨とから彼らが実際に乳離れしていることを実証」(Bonar (1923), p. 300)できるまでには、なお100年の時間の経過が必要であった。実際、1817年に鑄造が始まったソヴリン金貨は唯一の無制限法貨として第一次世界大戦中の1917年まで100年間流通しつづけた。こうした結果とは別に、第十四条には重大な欠落があったと思われる。銀行制限期に長いあいだ実際に流通していた1ポンド券が引き揚げられたのは、その偽造が横行して深刻な社会問題となったからである。その後ふたたび1ポンド券を発行して流通に投じようとするのであれば、同様の問題の再発を予防する十分な措置を考えておくことが不可欠であるが、第一四条にはこの点への配慮はまったくない。第十四条の解説では最初に、「規定十四は、地方流通のために1ポンド券を供給するためのものである」(IV/294)と書かれているが、地方流通についての言及のない第十四条自体の条文はロンドンでの1ポンド券の発行を規定したものと受け取れる。そして解説では、あたかもロンドンでの1ポンド券の使用には偽造の問題は存在しないかのように、地方への1ポンド券の供給の方法についての詳細な規定をもって、「詐欺を検知するにあたっての確実性は完璧に近い」(IV/295)とされている。リカードは国立銀行自身が取るべき予防対策を考えることができなかつたのであろうか。だがいわずにせよ、「プラン」の最後の二つの規定は、鑄貨流通の復活の現実をみとめながらも彼が地金支払いプランの再度の実施を期してころもみた、最後の「妥協と抵抗」の産物だったのであろう。

VIII おわりに

リカードは、彼の経済学者としての生涯の全体にわたって貨幣と金融の問題について原理的そして時論的な論考を重ねた。しかし最初期に属する『高価』をのぞくと、これらの論考は時事的パンフレットや書簡や草稿などの体系的とは言えない小著作群として残された。このためリカードの経済学は主として『原理』の最初の数章に体现される「価値と分配の理論」として受け取られその後の経済学史に大きな足跡を残し、現在もなおさまざまに論じ続けられているのに対して、彼の貨幣理論は極度に単純化されて「貨幣数量説」として理解ないし誤解されているにすぎない。まして彼が当時の通貨をめぐる時事的な論争への介入を目的として書いた著作群は、リカードを含む多くの論者を巻き込んだ「地金論争」についての研究において散発的に取り上げられてきたことを除くと、ほとんど忘れられているのも同然である。今からちょうど200年前に刊行された『諸提案』も、リカードの貨幣思想を理解する上でのその決定的とも言える重要性にもかかわらず、この著作が当時の貨幣金融をめぐる具体的な状況ともさらには政治的状況とも緊密に絡み合っているため、それが執筆された時代からへだたるにつれてアクセスの困難が増大して、次第に取り上げられることが少なくなっているように思われる。

筆者も自分のリカード研究の一環として彼の貨幣理論について論考したことがある（竹永(2000)、Takenaga(2013)）。これらの論考は、別々のものあるいは相互に矛盾するものとさえ受け取られることの多い彼の「価値と分配の理論」と「貨幣理論」の関連をさぐることを主な目的として書かれた。このために、リカードが貨幣について論じた著作のほとんどすべてが埋め込まれている時代的コンテキストから、『原理』の最初の理論的諸章と対比しうのような彼の「抽象的・一般的な」貨幣理論を「抽出する」ことを目指して、すでに過去のものとなった「夾雑物」を取り除こうとした。特定の目的のためにはもちろんこのような方法も無意味ではないであろうが、しかしそれだけではリカードが当時の貨幣問題と格闘するなかで打ち出した彼の貨幣理論（広くは彼の経済理論の一環をなす）を十分に捉ええないこともまた明らかである。本稿は、リカードの貨幣理論をより広い視点から捉え前稿でおこなった研究を補足することを目指して、前稿では故意に取り上げなかった諸側面に注意を集中するように心がけた。しかしこのことは、本稿での研究が前稿で確

認した諸点と並列的な関係にあるとかあるいは前稿の結果を否定するとかいうことを意味するものではない。むしろ本稿での諸論点は、前稿で筆者が打ち出したリカード貨幣理論の基本的な諸点についての解釈を前提としてその上に築かれている。本稿の途上で何度か前稿への参照を求めたゆえんである。

以上のような目的に接近するために、本稿では、リカードが当時の貨幣をめぐる現実のなかからどのように彼独自の貨幣制度改革のプランを構想していったか、そのプランが彼の存命中にどのような運命をたどったかを詳細に跡づけ分析することをこころみた。上に述べた趣旨から当時の通貨の具体的な状況にも必要に応じて立ち入らざるを得なかった。とりわけリカード貨幣論の研究ではこれまでほとんど取り上げられたことのない紙券流通と鑄貨流通との相互関係や鑄貨流通に特有の問題にも議論を広げた。また、彼の貨幣議論に何らかの影響を与えた当時のマイナーな論争や人間関係にも言及した。これらは主として『全集』に収録されている資料に基づいているが、それ以外にも当時のマイナーな関連文献をできるかぎり参照した。このような文献の探索と入手において、特に著作権の切れた古い書籍のデジタル化の近年の進展が大きな威力を発揮した。このようなテーマについて論考することは今回限りというつもりで執筆に臨んだため、リカードの関連著作の全体を分析対象とした。これらすべてのことから、本稿は最初に予定していた紙幅を大幅に超えて、これまで筆者が執筆した単独の論考としては異例な長さになってしまった。ごく少数であっても、本稿のテーマと方法それに内容に興味をもってくれる読者に恵まれることを願いたい。

リカードの貨幣制度改革プランは、第一次大戦後にイギリスが旧平価での金本位制への復帰を決める二年前にボナーが発表した論文(Bonar (1923))以来、少数の関連文献においてインゴット・プランと呼びならわされている。しかしリカード本人がこの表現を使用したのは特定の歴史的コンテキストのなかで友人に宛てた手紙において一回だけであった。しかもリカードは特定の意味を込めてこの言葉を(Ingotと普通名詞を大文字で表記して)使用したのであり、この用語によって長年にわたるリカードの貨幣制度改革構想全体に一定の固定的なイメージを与えてしまうのはミスリーディングではないか、というのが本稿における筆者の主張点のひとつである。リカード自身は1811年から23年にいたるまで彼の貨幣制度改革についての提案を単にプランと呼び続けたし、ミルなど彼の友人たちもそ

のように理解していたように思われる。そこで本稿では、もっと漠然としたそれゆえいくつかの内容を含みうる、「貨幣制度改革プラン」というごく一般的な言い方を採用した。リカード本人は「地金支払いプラン」も「国立銀行設立プラン」も同様にただ単にプランとだけ呼んでおり、彼にとってはいずれもプランの諸局面と理解されていたにすぎない。二つのことなるプランがあったわけではなかったし、何らかの理由によって一方を棄却（ないし断念）して他方に「移行した」のでもなかった。彼が死の直前に執筆した草稿が没後に弟の手によって「国立銀行設立プラン」という表題のもとに刊行されたことも、あたかもリカードが最晩年になってはじめて国立銀行の設立を着想し以前に主張していた地金支払いプランを放棄したかのような印象を与えた。これに対して本稿では、国立銀行の設立はリカードの思考のなかでは早くから地金支払いプランとの連続性において構想されていたことを強調した。

地金支払いプランは、金鑄貨の廃止とそれに代わるはずだった小額銀行券の流通維持との双方の困難のために挫折したが、リカードは最後まで「経済的で安定的な通貨」のためにこの双方の実現を目ざして思案し続けた。結果的には彼のプランは彼が考えたままの形では実施されることはなかったが、彼の構想はその後の通貨論争や銀行制度の設計において大きな影響を与えつづけた。またボナーをはじめとする少数の研究者たちも主張するように、19世紀末のインドで採用された金為替本位制やこれを高く評価したケインズの貨幣思想、さらにはその変形である第二次世界大戦後の国際通貨制度(IMF)も、リカードがプランにおいて打ち出した貨幣思想を抜きにしては理解も評価もできないであろう。ニクソンショック後の現代世界の貨幣は明確なアンカーを失って過去40年間不安定な動きを繰り返しているが、このような現代貨幣の現状にリカードの貨幣思想はなお何らかの示唆を与えうるであろうか。

2016年4月24日

引用参考文献

第一次文献

Bosanquet, C. (1810), *Practical observations on the report of the Bullion-Committee*, London (C. ボウズンキ
ト『地金委員会の報告に対する实际的批判』田中生夫訳、『法経学会雑誌(岡山大学)』第20号・

- 第 21 号、1957 年)。
- Cannan, E. (1919), *The Paper Pound of 1797-1821. A reprint of the Bullion Report, with an Introduction by E. Cannan*, London (田中生夫編訳『インフレーションの古典理論 『地金報告』の邦訳と解説』未来社、1961 年)。
- Cobbett, W. (1822), 'To the money holders, on the reduction of the interest of the debt', in *Cobbett's Weekly Register*; Vol.41, No.9, London, March 2, 1822.
- Galton, S. T. (1813), *A Chart, exhibiting the relations between the amount of Bank of England notes in circulation, the rate of foreign exchanges, and the prices of gold and silver bullion and of wheat; accompanied with explanatory observations*, London.
- Gilbart, J. W. (1837), *The History and Principles of Banking, third edition*, London.
- Horner, F. (1811), 'Resolutions moved by Francis Horner Esq., Chairman of the Bullion Committee, in Substance of two speeches, delivered in the House of Commons, by the Right Honourable George Canning, On Wednesday the 8th, and Monday the 13th of May, 1811, in the Committee of the Whole House; to which was referred the Report of the Committee, appointed in the last session of Parliament "to inquire into the cause of The High Price of Bullion, and to take into consideration the state of the circulating medium, and of the exchanges between Great-Britain and Foreign Parts"', London, printed for J. Hatchard, Bookseller to Her Majesty, 190, Opposite Albany, Piccadilly.
- King (1804), *Thoughts on the effects of the Bank restrictions, the second edition enlarged, including some remarks on the coinage*, London.
- King (1811), 'Speech in the House of Commons on the second reading of Earl Stanhope's Bill respecting Guineas and Bank Notes', in *A selection from the speeches and writings of the late Lord King with a short introductory memoir by Earl Fortescue*, London, 1844.
- [Malthus, R.] (1811a), 'Article V: Publications on the Depreciation of Currency', in *Edinburgh Review*, 1811, 2.
- [Malthus, R.] (1811b), 'Article X: Review of the Controversy respecting the High Price of Bullion', in *Edinburgh Review*, 1811, 8.
- [McCulloch, J. R.] (1818), 'Article III: Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, &c. by David Ricardo, Esq. 1816', in *Edinburgh Review*, 1818, 12.
- Musket, R. (1810), *An Enquiry into the effects produced on the national currency and rates of exchange, by the Bank Restriction Bill; explaining the cause on the high price of bullion; with plans for maintaining the national coins in a state of uniformity and perfection. The second edition*. London.
- Ricardo, D., (1951a), 'On the Principles of political economy and taxation', in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, Vol. I.
- Ricardo, D., (1951b), 'The High price of bullion, a proof of the depreciation of Bank notes', in *The Works...*, Vol. III.
- Ricardo, D., (1951b), 'Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of the Bullion Committee', in *The Works...*, Vol. III.
- Ricardo, D., (1951c), 'Proposals for an economical and secure currency; with observations on the profits of the Bank of England, as they regard the public and the proprietors of the Bank stock', in *The Works...*, Vol. IV.
- Ricardo, D., (1951c), 'Plan for the establishment of a national bank', in *The Works...*, Vol. IV.
- Ricardo, D., (1952a), 'Speeches and evidence', in *The Works...*, Vol. V.
- Ricardo, D., (1952b), 'Letters, 1810-1815', in *The Works...*, Vol. VI.

- Ricardo, D., (1952c), 'Letters, 1816-1818', in *The Works...*, Vol. VII.
- Ricardo, D., (1952d), 'Letters, 1819-June 1821', in *The Works...*, Vol. VIII.
- Ricardo, D., (1952e), 'Letters, July 1821-1823', in *The Works...*, Vol. IX.
- Smith, A. (1976), 'An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations', in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith*, 2, Oxford Clarendon Press(アダム・スミス著『国富論』2、水田 洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫、2000年)。
- Tooke, T., (1838), *A History of prices, and of the circulation, from 1793 to 1837; preceded by a sketch of the state of the corn trade in the last two centuries*. London, vol. 2. (トマス・トゥック『物価史』第2巻、藤塚知義訳、金融経済研究所叢書別巻、1979年)

邦語二次文献

- 橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向——ホープ商会の事例——」、『経済科学(名古屋大学)』第61巻第3号、2013年(橋本(2013))。
- 平山健二郎「19世紀イギリスにおける貨幣理論の発展」、『経済学論究(関西学院大学)』59(3)、2006年(平山(2006))。
- 深町郁彌「兌換と発券の調整——リカード発券制度論の問題点——」、『九州大学経済学研究』第25巻第1号、1959年(深町(1959))。
- 松本久雄「リカードの貨幣論と金「価格」」、『桃山学院大学経済経営論集』第17巻第4号、1976年(松本(1976))。
- 中村廣治「リカード『地金案』考」、『熊本学園大学経済論集』5(3/4)、1999年(中村(1999))。
- 中西充子「リカードの地金案について」、『成城大学経済学研究』23、1966年(中西(1966))。
- 中谷俊介「アムステルダム銀行の預金と貿易取引(1610-1683年)」、『日蘭学会雑誌』31(1)、2006年(中谷(2006))。
- 大友敏明「リカード通貨調節案の検討」、『山梨大学教育人間科学紀要』Vol.2. No.1, 2000年(大友(2000))。
- 佐藤有史「現金支払再開の政治学：リカードの地金支払案および国立銀行設立案の再考」、『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』41、1999年(佐藤(1999))。
- 千賀重義「管理通貨」をめぐるリカードとケインズ」、『横浜市立大学論叢』44巻1・2・3号、1993年(千賀(1993))。
- 竹永 進「リカードの貨幣理論——数量説と価値論——」、同『リカード経済学研究——価値と貨幣の理論——』御茶の水書房、第3章、2000年(竹永(2000))。

外国語二次文献

- Andréadès, A. (1966), *History of the Bank of England, 1640 to 1903*, tr. by Christabel Meredith, 4. ed. A. M. Kelley, New York (A. アンドレアデス『イングランド銀行史』町田義一郎・吉田啓一訳、日本評論社、1871年)。
- Bonar, J., Hollander, J.H. (1899) (eds.), *Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others, 1811-1823*, Oxford, Clarendon Press.
- Bonar, J., (1923), 'Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute', *Economic Journal*, Vol. 33, Sep. 1923.
- Bowley, L. (1900), *Wages in the United Kingdom in the nineteenth century*, Cambridge U.P.
- Clapham, J. (1944), *The Bank of England A History Volume II 1797-1914*, Cambridge University Press (J. クラパム『イングランド銀行——その歴史』II、英国金融史研究会訳、ダイヤモンド社、1970年)。
- Davis, T. (2002), 'David Ricardo, financier and empirical economist', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 9, No. 1.

- Deleplace, G. (1996), 'Does circulation need a monetary standard?', in *Money in motion The Post Keynesian and Circulation Approaches*, edited by Ghislain Deleplace and Edward J. Nell, Macmillan.
- Deleplace, G. (2008), 'Les deux plans monétaires de Ricardo', *Cahiers d'économie politique*, No. 55, David Ricardo 199 ans après, L'Harmattan.
- Deleplace, G., Sigot, N. (2012), 'Ricardo's critique of Bentham's French manuscript: secure currency versus secure banks', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 19, No. 5.
- Deleplace, G., Depoortère, C., Rieucou, N. (2013a), 'An unpublished letter of David Ricardo on the double standard of money' *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 20, No. 1.
- Deleplace, G. (2013b), 'The role of the standard in Ricardo's theory of money', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Depoortère, C. (2015), 'Two unpublished letters of David Ricardo on a monetary pamphlet by Samuel Tertius Galton', *Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 37, No. 3.
- Diatkine, S. (2013), 'Interest rates, banking theory and monetary policy in Ricardo's economics', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Faccarello, G., Izumo, M. (eds.) (2014), *The Reception of David Ricardo in Continental Europe and Japan*, Routledge.
- Feavearyear, A. (1963), *The Pound Sterling A History of English Money*, second edition revised by E. Victor Morgan, Oxford at the Clarendon Press (A. E. フェヴィヤー、E. V. モーガン『ポンド・スターリング——イギリス通貨史——』一ノ瀬篤他訳、新評論、1984年)
- Fetter, F. W. (1942), 'The Bullion Report Re-examined', *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1942, in *Papers in English Monetary History*, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford at the Clarendon Press, 1953.
- Fetter, F. W. (1959), 'The Politics of the Bullion Report', *Economica*, May 1959.
- Fetter, F. W. (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1885*, Harvard University Press.
- Hollander, J. H. (1910), *David Ricardo, a centenary estimate*, Baltimore, The Johns Hopkins Press.
- Laidler, D. (1987), 'Bullionist Controversy', in *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, edited by J. Eatwell, P. Newman, London.
- Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1990), *The foundations of the International Monetary Order*, St. Martin's Press, New York.
- Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1994), 'Ricardo's theory of money matters', *Revue économique*, 45(4).
- Otomo, T. (2013), 'Ricardo's theory of central banking: the monetary system and the government', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Rist, C. (1938), *Histoire des Doctrines relatives au Crédit et à la Monnaie, depuis John Law jusqu'à nos jours*, Paris, Recueil Sirey (C. リスト『貨幣信用學說史』天沼紳一郎訳、実業之日本社、1943年)。
- Takenaga, S. (2013), 'The value of money: labour theory of value and quantity theory in Ricardo's economic theory', in Sato, Y., Takenaga, S. (eds.), *Ricardo on Money and Finance, A bicentenary reappraisal*, Routledge.
- Takenaga, S. (ed.) (2016), *Ricardo and the History of Japanese Economic Thought: Selection of Ricardo studies in Japan during the interwar period*, Routledge.
- Viner, J. (1937), *Studies in the Theory of International Trade*, New York, Harper & Brothers (J. ヴァイナー『国際貿易の理論』中澤進一訳、勁草書房、2010年)。